

税関保管の通貨、証券等の取扱いについて

蔵関第 272 号
平成 12 年 3 月 31 日

税関保管の通貨、証券等に関して、保管物件に係る名義人等から照会があった場合における返還等の事務処理については、各税関における通貨、証券等の整理及び保管状況を勘案したうえで、下記により取り扱われたい。

記

1 返還を行う物件

昭和 20 年 9 月 23 日以前に本邦から出発し、同月 24 日以後昭和 28 年 8 月 31 日までに本邦に永住の目的で入国した者（したがって、ブラジル、米国等からの引揚者も含む。）が、

- (1) 昭和 20 年 9 月 23 日連合軍司令官覚書 SCAPIN - AG - 0913（「金、銀、証券及金融証券、輸出入統制二関スル件」）
- (2) 昭和 20 年大蔵省令第 88 号（「外国為替管理法第 1 条及昭和 20 年勅令第 578 号「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」ノ規定ニ依リ金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」）
- (3) 昭和 24 年政令第 199 号（「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」）
- (4) 外国為替管理令（昭和 25 年政令第 203 号）により輸入が認められず、税関で保管証と引換えに保管した支払手段、貴金属、証券、債権を化体する書類その他金融証券、預り証等及び中国等から返還された証券等並びに昭和 24 年政令第 199 号第 20 条（永住の目的をもって入国する本邦人の輸入財産）によって、日本銀行が個別保管証と引換えに保管したもので税関が保管しているもの（以下「保管物件」という。）。

2 照会時の処理

- (1) 保管物件に関して、保管物件に係る名義人等から照会があった場合については、別紙様式 1「保管物件調査表」を作成するとともに、別紙様式 2「保管物件処理台帳」に記入したうえで、保管物件の有無を調査する。
- (2) 照会を受け付けた税関官署に保管物件がある場合には、下記 3 により返還の処理を行なう。
- (3) 上記(1)による調査の結果、他の官署において整理していることが判明した場合には、作成済の「保管物件調査表」を FAX 等により当該官署に送付する。
- (4) 「保管物件調査表」の送付を受けた官署は、「保管物件処理台帳」に記入したうえで、保管物件の有無を調査し、保管物件がある場合には、下記 3 に

より返還の処理を行なう。また、照会に係る物件を保管していない場合には、照会者に対してその旨を回答するとともに、「保管物件処理台帳」に記入する。

- (5) 上記(4)の処理が完結した際には、上記(1)の照会を受けた官署に対して処理結果を通知し、当該通知を受けた官署は、その旨を台帳に記入する。

3 返還処理

- (1) 照会に係る物件を保管している場合には、照会者に対してその旨を伝えるとともに、返還請求に当たっては、「返還請求書」に保管証又は預り証及び保管物件に係る名義人との関係を証する書類(返還請求者が保管物件に係る保管名義人以外である場合)等を添付して提出する必要がある旨を伝える。

なお、保管物件に係る名義人本人からの返還請求に当たり、当該名義人が保管証等を紛失した場合には、本人の記憶により、保管証に記載されていた事項と同じ内容の事項を記載した書類に引揚げの事実を証明する書類(例えば、引揚証明書)を添付したものを保管証等とみなして差し支えない。

- (2) 返還請求を受け付けたときは、速やかに返還の処理を行なう。また、返還の際には、「保管物件返還証」を発行し、その控えは発行官署において保管しておくものとする。
- (3) 返還方法は、請求者の希望に従い、保管官署における手渡し又は郵送によるものとする。手渡しの場合には、保管物件を返還する際に「保管物件受領書」を受領し、郵送の場合には、現金書留郵便扱い又は書留郵便扱いとし、到着後に「保管物件受領書」を受領するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)までの返還処理に当たっては、その都度「保管物件処理台帳」に記入し、整理するものとする。